

随意契約理由書

件名	北野工房のまちエレベーター改修工事	
契約の相手方	フジテック株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本施設の昇降機設備は1998年に設置されたものである。 本工事は、老朽化及びメンテナンス部品の供給不能により行う昇降機設備の部分的な更新工事である。 かご、レール、三方枠等は、既設の部材を流用することとなるが、エレベータはさまざまな部材により構成された1システムであることから、全ての構成部材は、機能面、強度面において一体的に設計されるものである。従って、本工事で改修する昇降機設備は、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがある。新旧各部位の電氣的、機械的整合を取るとともに、改修後もシステム全体として性能保証ができる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。 以上の理由により、上記業者と随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 設備課	(電話番号 078-322-5641)